

**「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現
に向けた提案・要望**

＜重点政策に関する提案・要望＞

IV 地方自治の確立に向けた提案・要望

■地方自主権の確立

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省等各府省】

県担当課：企画総務課、改革推進課、地域政策課

1 地方分権改革の着実な推進

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

<真の地方分権型社会の実現>

- (1) 「住民に身近な行政は地方に任せる」という補完性の原理の下、国と地方の役割分担を根本から見直し、国から地方への大幅な権限・財源の移譲等を政治主導で実現すること。

<「提案募集方式」による改革の推進>

- (2) 「提案募集方式」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (3) 対応方針に掲載された事項については、進捗状況を確認し、地方が求める支障の解消につながっているのか検証していくこと。
- (4) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (5) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。

◆本県の現状・課題等

<真の地方分権型社会の実現>

- ・ 地方分権改革は一步ずつ前進してきたが、国から地方への権限や財源の移譲は不十分であり、改革は道半ばである。

<「提案募集方式」による改革の推進>

- ・ 本県では、平成26年から導入された「提案募集方式」の積極的な活用に努めており、農地転用許可権限の移譲（4ha超）が実現したほか、事務の簡素化に繋がる様々な提案が実現するなど一定の成果が出ている。
- ・ 平成30年の提案募集において、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」とされたものは、全国で89.4%（188件のうち168件）、本県で100%（7件すべて）である。例年高い割合となっているが、中には地方が求めている内容に答えていないものや「検討」するとされたものも含まれている。
- ・ 例えば、平成26年に旅客自動車運送事業（バス事業）の許認可権の都道府県への移譲を求めたが、地方運輸局が自治体からの相談に応ずることとする対応に留まった。

- ・平成30年には精神通院医療に関する自立支援医療費の申請書及び受給者証の性別項目について、性同一性障害を有する方への配慮の観点から削除を求めたが、「検討」するとされ、結論が出ていない。
- ・また、「過去に扱われた」「税財源に関わる」などとして検討対象外とされるものが多い。
- ・例えば、本県では土地利用審査会に具体の審査案件がなく委員改選のみ行っている状態が続いているため、効率的な行政運営の観点から国土利用計画審議会に整理・統合を可能とするよう平成28年に提案したが、平成26年に他自治体から別の観点（委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止を求める内容）で提案があったことをもって、「過去に扱われた」として検討対象外とされた。
- ・このように、実質的に門前払いとなった提案は、平成30年においても、全国で41.1%（319件のうち131件）、本県で22.2%（9件のうち2件）に上っている。
- ・「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが増加しており、制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。
- ・例えば、レセプト情報・特定健診等情報データベースを地方が施策に活用する際の国への申請手続きが非常に煩雑でハードルが高く、利用が困難であるため、平成30年に添付書類の簡素化などを求めた提案が、「制度改正の具体的な必要性が示されていない」として検討対象外となった。

2 事務・権限の移譲

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

<一元的な雇用・産業振興政策の実現>

- (1) 地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みに対し、より一層の財政的支援を行うこと。
- (2) また、求職者に関する情報提供には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報が提供されるよう改善すること。
- (3) その上で、改めて新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担のあり方等を検討すること。

<市町村への権限移譲の法制化>

- (4) 市町村優先の原則の下で、条例による事務処理特例制度により移譲の効果が現れた事務等については、法令による市町村への移譲を進めること。

◆本県の現状・課題等

<一元的な雇用・産業振興政策の実現>

- ・本県では「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」において、県が行う就職相談からハローワークの職業紹介まで一体的な求職者支援や県内企業の人材確保支援を実施している。
- ・この取組に対する国の財政支援については、特別交付税が措置されているものの十分とはいえない。
- ・情報提供については、現行の登録方式では自治体に情報提供することに対する求職者の同意割合が約1.2%しかない。また、性別や年齢などの求職者の属性に係る情報は提供対象外であるなどの課題がある。

<市町村への権限移譲の法制化>

- ・ 本県では地方分権改革推進委員会の1次勧告等を踏まえ、住民に身近な事務の移譲について、条例による事務処理特例制度により市町村への権限移譲を推進してきた。特例制度により実績や効果が現れた事務については、法令による権限移譲を進めるべきである。
- ・ 移譲を受けた市町村では、窓口が身近になることで住民負担が軽減するとともに、地域の実情を踏まえた迅速・的確な対応が可能となった。
- ・ 法令により市町村事務として規定することで、全ての市町村において実施できるようになり、事務の効率化や住民サービスの向上につながる。
- ・ 事務権限の移譲を進めるに当たっては、執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置する必要がある。

3 義務付け・枠付けの見直し

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

- (1) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付けの一層の見直しを進めること。
- (2) 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならない。したがって、改めて徹底的な見直しを行い、廃止又は「参酌すべき基準」とすること。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しに当たっては、「提案募集方式」による地方からの提案など、地方の意見を十分に踏まえること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集方式」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
- ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない面がある。
- ・ 例えば、具体的な審査案件の有無にかかわらず、法律で土地利用審査会の設置が義務付けられているため、本県においては委員任命に向けた一連の手続きのみが繰り返されている状況となっている。このため、効率的な行政運営の観点から、「提案募集方式」により国土利用計画審議会への整理統合を可能とするよう求めたが、認められなかった。
- ・ 地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方公共団体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

4 都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）

【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

- (1) 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等に直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方公共団体が実施する事業との連携が図られないため、自由度を高めた上で、可能な限り都道府県を実施主体とするか、又は都道府県に交付すること。
- (2) それまでの当面の措置として、都道府県へのヒアリングや都道府県による事業者の推薦など、都道府県の関与を強化すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 「空飛ぶ補助金」は、地方の実情が反映されないおそれがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
- ・ これまで本県では、「提案募集方式」により多くの「空飛ぶ補助金」について見直すよう提案を行ってきた。しかし、権限・財源の移譲が行われたものはなく、都道府県の関与の強化についても不十分であり、農林水産分野や福祉分野等で総合的・計画的な支援に支障が生じている。

5 道州制の議論

【内閣官房】

◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月）及び「道州制の基本法案について」（平成25年7月）を十分踏まえること。
- (2) 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対し、「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、道州制は地方分権を推進するためのものであること、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央政府の見直しも伴うものとするなど基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿、中央府省の解体再編・国の出先機関廃止など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。しかし、道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

6 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

- (1) 地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。
- (2) 特区における規制改革提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 規制改革の推進のため、国では構造改革特区制度や国家戦略特区制度を設け、地域からの規制緩和等の提案を受け付けている。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて規制改革の提案を行い、国は国家戦略特区等で実施する規制改革の項目を決定し、特区指定を行う。
- ・ 国家戦略特区については、指定区域数は10区域に限られている。

◆参考

○国家戦略特区の指定区域

- ①東京圏（東京都、神奈川県、千葉県千葉市・成田市）、②関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、
- ③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市・北九州市、⑥沖縄県、⑦秋田県仙北市、
- ⑧宮城県仙台市、⑨愛知県、⑩広島県・愛媛県今治市

■自治財政権の確立

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省等各府省】

県担当課：財政課、市町村課、税務課、農村整備課、
県土整備政策課

1 地方税財源の充実・強化

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

- (1) 国と地方の税財源の配分のあり方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。
- (2) 令和元年（2019年）10月に予定されている消費税率・地方消費税率の引上げを円滑かつ確実に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は42対58であるのに対し、国と地方の税収の割合は61対39となっており（平成29年度決算額）、国から地方への税源移譲が必要である。
- ・ 令和元年10月から、地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、新たな偏在是正措置として、特別法人事業税・譲与税制度が創設されることとなった。人口一人当たりの税収額の格差は、都道府県間で地方法人二税では、偏在是正措置がない場合は最大6.0倍であったものが、導入により最大3.15倍まで縮小される見込みとなった。
- ・ しかし、人口一人当たりの税収額は、いまだに地方税全体でも最大2.4倍の格差が存在している。社会保障経費などの行政需要の増大を踏まえ、公平かつ持続的な行政運営を行うため、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要である。
- ・ 消費税率の引上げが令和元年10月に予定されている。増大する社会保障経費に対応するため、引上げを確実に実施することが求められる。
- ・ 消費税率引上げの実施にあたっては、個人消費の喚起や中小企業支援などの対策を確実に講じるとともに、当該制度の周知を徹底するなど、円滑に実施する必要がある。

◆参考 人口一人当たりの税収額の比較（5年平均：平成25年度～平成29年度決算）

	地方税全体	法人二税 (偏在是正前)	法人二税 (偏在是正後)	地方消費税 (清算後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.4倍	6.0倍	3.15倍	1.3倍	2.3倍	2.3倍
最大/埼玉	1.8倍	4.1倍	2.57倍	1.2倍	1.5倍	1.8倍

※法人二税は、特別法人事業税・譲与税制度による偏在是正前と偏在是正後を併記している。

※地方消費税の税収額は、平成30年度に適用される清算基準に基づき清算を行った場合の理論値。

2 地方税制のあり方

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

<車体課税>

- (1) 平成31年度与党税制改正大綱（平成30年12月14日）において、自動車関係諸税については、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行うとされたが、自動車に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、更なる減税は行わないこと。
- (2) 令和元年10月の自動車取得税の廃止の際に、自動車税・軽自動車税の環境性能割の創設により確保できない減収分については、地方の財政に影響を及ぼすことのないよう代替税財源を確保すること。

<ゴルフ場利用税>

- (3) 平成31年度与党税制改正大綱において、今後長期的に検討するとされたが、税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付しており、県のみならず市町村の貴重な財源となっていることからこれを堅持すること。

<固定資産税>

- (4) 固定資産税については、市町村の基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税制度を堅持すること。
- (5) 平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

◆本県の現状・課題等

<平成31年度税制改正における車体課税の見直しについて>

- ・ 平成31年度与党税制改正大綱（平成30年12月14日）において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。
- ・ 自動車税は県税収入の約11%を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、車体課税について更なる減税を実施する余地はない。

<自動車取得税の廃止及び環境性能割の創設について>

- ・ 消費税率10%引上げ時（令和元年10月）に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税・軽自動車税の環境性能割を創設することとされている。
- ・ 本県においては、上記改廃により約50億円の減収が見込まれているが、その補てんは行われていない。（平年度ベース）

<ゴルフ場利用税について>

- ・ 令和2年の東京オリンピックにおける正式種目であるゴルフを振興する意味などから、ゴルフ場利用税廃止に向けた動きがある。
- ・ ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策等、ゴルフ場所在地特有の財政需要を賄う重要な財源である。
- ・ 平成31年度与党税制改正大綱（平成30年12月14日）において、30年度に引き続き、ゴルフ場利用税について今後長期的に検討するとされた。

<償却資産に対する固定資産税について>

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の40%以上を占め、固定資産税の中で償却資産に係る税収は、13%以上を占める主要なものである。
- ・ 平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、平成28年度税制改正で創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止することとされた一方で、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として、新たな特例措置を創設することとされた。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。

3 地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し

【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

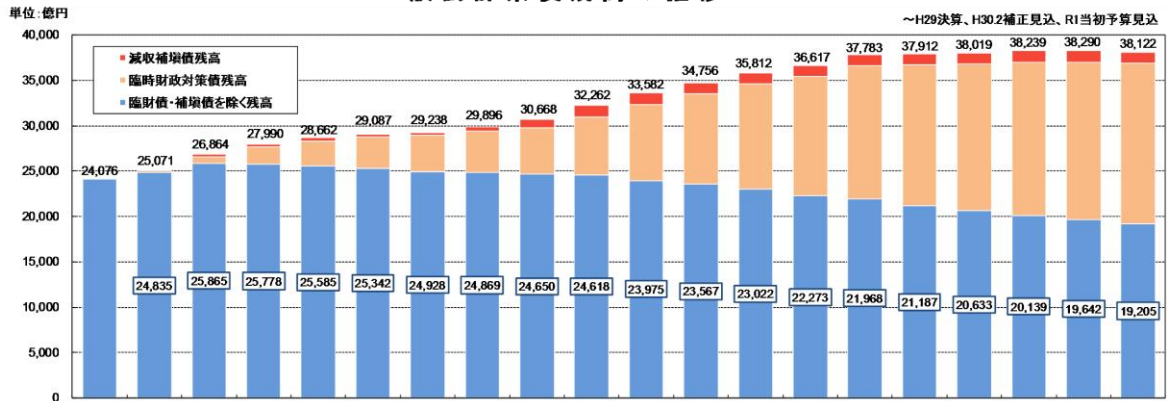
- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、地方創生など地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置で対応することなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、速やかに地方交付税に還元すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年度（平成31年度）の地方財政計画では、地方の一般財源総額について、前年度を0.6兆円上回る62.7兆円が確保されるとともに、税収が増収となる中で、地方交付税総額について前年度を0.2兆円上回る16.2兆円が確保された。また、地方財源不足額が大幅に縮小し、折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債が前年度から0.7兆円抑制された。
- ・ 歳出面においては、幼児教育の無償化に係る地方負担について、令和元年度は子ども・子育て支援臨時交付金を創設し、全額国費により対応することとされた。また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく国直轄・補助事業及び、国の事業と連携しつつ地方が単独事業として実施する防災インフラ整備について、新たに地方財政計画に計上され、地方財政措置を講ずることとされた。このほか、まち・ひと・しごと創生事業費については引き続き1兆円が確保された。
- ・ 地方税が増収となる中で、地方交付税について前年度を上回る16.2兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について前年度を上回る62.7兆円を確保し、臨時財政対策債を前年度から0.7兆円抑制したことは評価できる。特に、折半対象財源不足を解消し、臨時財政対策債を大幅に抑制したことは、地方財政の健全化に向けた第一歩である。
- ・ しかし、依然として巨額の財源不足が解消されていないことから、地方交付税の法定率の引上げなどにより地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない地方交付税制度とすることが必要である。国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、令和元年度末の本県の臨時財政対策債残高は1.7兆円を超え、全国の総額も53兆円を超える見込みである。
- ・ また、社会保障関係費が不可避免的に増加する中で、住民サービスを安定的に供給するためには、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、地方の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実することが必要である。
- ・ なお、具体の地方交付税の算定において、いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入・歳出の効率化や、まち・ひと・しごと創生事業費の算定に係る成果指標への段階的シフトの議論を進める際には、地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすることが必要である。

◆参考

一般会計県債残高の推移



年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県債残高	24,076	25,071	26,864	27,990	28,662	29,087	29,238	29,896	30,668	32,262	33,582	34,756	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,290	38,122
臨時財政対策債残高	0	236	691	1,904	2,769	3,438	4,003	4,519	5,113	6,327	8,334	9,962	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,688
臨時債を除く残高	24,076	24,835	26,172	26,086	25,892	25,650	25,235	25,377	25,555	25,935	25,248	24,793	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,395	20,928	20,433
減取補償債残高	0	0	308	308	308	308	308	508	905	1,317	1,273	1,226	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,286	1,229
臨時債・補償債を除く残高	24,076	24,835	25,865	25,778	25,585	25,342	24,928	24,869	24,650	24,618	23,975	23,567	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,642	19,205
対前年度増減		845	759	1,030	△ 86	△ 194	△ 242	△ 414	△ 219	△ 32	△ 643	△ 408	△ 545	△ 749	△ 305	△ 781	△ 554	△ 494	△ 498	△ 437
				(～H22)対H19増減	(～H25)対H22増減	(～H28)対H25増減	(0129～)対H28増減													
									△ 219	△ 251	△ 894	△ 408	△ 953	△ 1,702	△ 305	△ 1,085	△ 1,639	△ 494	△ 992	△ 1,429
県民1人当たり 県債残高(千円)	349	362	386	401	410	414	415	423	432	453	470	486	492	502	517	518	518	519	520	518

4 公共施設等のアセットマネジメントに係る地方債措置の延長 **【新規】**

【総務省】

◆提案・要望

令和2年度までに作成する個別施設計画に位置付けられた公共施設等の長寿命化対策や統廃合等については、令和4年度以降に事業を実施する場合においても、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 当該事業債は、令和3年度までの時限措置として創設されたが、施設の耐用年数、今後の人口動向、地方公共団体の財政状況等を勘案すると、それまでに全ての公共施設等について、長寿命化対策や統廃合等を行うことは現実的ではない。
- ・ しかし、当該事業債は公共施設等の適正な配置を行う上で、強力なインセンティブとなっており、県内市町村においては、平成29年度において28事業・147億円、平成30年度において46事業・70億円の実績がある。(協議・届出ベース)

◆参考

○県内市町村における公共施設等適正管理推進事業債の実績（協議・届出ベース）

・平成29年度

	対象事業	充当率（交付税措置率）	実績
1	集約化・複合化事業	90%（50%）	4団体8事業64.4億円
2	長寿命化事業	90%（30%）	9団体10事業19.3億円
3	転用事業	90%（30%）	なし
4	立地適正化事業	90%（30%）	なし
5	市町村役場機能緊急保全事業	90%（交付税措置対象分75%の30%）	4団体4事業55.3億円
6	除却事業	90%（なし）	5団体6事業8.0億円

・平成30年度

	対象事業	充当率（交付税措置率）	実績
1	集約化・複合化事業	90%（50%）	6団体7事業28.1億円
2	長寿命化事業	90%（財政力に応じて30～50%）	17団体19事業6.2億円
3	転用事業	90%（財政力に応じて30～50%）	なし
4	立地適正化事業	90%（財政力に応じて30～50%）	1団体3事業0.3億円
5	ユニバーサルデザイン化事業	90%（財政力に応じて30～50%）	なし
6	市町村役場機能緊急保全事業	90%（交付税措置対象分75%の30%）	6団体6事業19.4億円
7	除却事業	90%（なし）	5団体11事業16.2億円

5 直轄事業負担金制度の見直し

【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度について、維持管理費負担金は平成23年度に全廃されたが、建設費負担金は廃止に至る道筋が明確にされていない。今後の見直しについての工程を明確にした上で廃止すること。
- (2) また、廃止までの間、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するよう制度の運用を改善すること。
- (3) なお、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるため、事前協議を法定化すること。
- (4) 流水占用料等については、直轄事業負担金の議論とは区別し、地方財源として維持すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。建設費負担金については、平成25年度までに制度の廃止とその後の在り方について結論を得るとされていたが、現時点で具体的な廃止時期等は示されていない。

<直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。
*一級水系に係る流水占用料等の帰属の取扱は、引き続き検討。
- 3 建設費負担金
 - ・ 総務省、財務省、農林水産省、国土交通省の大臣政務官からなる「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」で、負担金制度の廃止に向け、引き続き検討することとされた。

◆参考（本県の国直轄事業負担金予算額）

	令和元年度当初予算額	平成30年度当初予算額	増減
直轄事業負担金	110億円	126億円	△15億円

